

# 国民年金

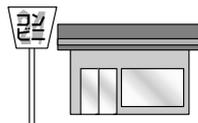
## 国民年金保険料の納め方

国民年金の保険料は、次の方法で納められます。

### ●金融機関・郵便局・

### コンビニの窓口で納める

保険料は事前にお届けする納付書で納めます。社会保険事務所の窓口でも納付できます。



### ●インターネットや携帯電話で納める

インターネット等をご利用しての納付方法については、「社会保険庁ホームページ」(http://www.sia.go.jp/)」



### ●口座振替で納める

口座振替をご利用される人は、お近くの社会保険事務所、又は金融機関の窓口で手続きをお願いします。



## 便利でお得な『口座振替』が

## おすすめです！

例えば、当月末に口座振替（早割）すると月々「50円」の割引となります。また、まとめて1年分を口座振替すると、「33,490円」の割引です。

【注】平成18年度の場合】

## 現況届が不要になります

社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して年金受給者の現況確認を行うことになりました。

このことにより、「年金受給権者現況届」の提出が原則不要になります。

○住民票コードが収録されていない人は、引き続き現況届が必要となります。

また、住民票コードが収録されている場合でも、加算額等の対象者がいる時や障害の程度の審査が必要な人は、別途届が必要となります。

○今後、初めて年金を請求する人は、裁定請求書にご自身の住民票コードを記入することで、現況届が不要になります。

## ●申込方法

納付案内書の2枚目「口座振替納付申出書」と「口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき、金融機関届出印を捺印のうえ、社会保険事務所、又は口座を開設している金融機関、郵便局へお申込みください（依頼書は社会保険事務所、役場保険課、又は金融機関に備え付けてあります）。

・口座振替が開設されるまで、お申込み後1か月から2か月程度かかります。口座振替が開始されるまでの間は、現金で納付していただくことになりますのでご了承ください。

・今から口座振替の「1年前納」をお申込みいただいた場合、最初の1年前納は平成19年4月末からとなります（以降、毎年4月末に1年分振替）。それまでの間は、毎月（翌月末振替）となりますのでご了承ください。

## ▼問い合わせ先

宇都宮西社会保険事務室

☎028(622)4222

保険課 国保年金係

☎9134

